相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市八島町六八番地一、最後の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田三四七一番地　薫英荘　被相続人　亡　若林　決

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

群馬県高崎市宮元町二九二番地　ザ・グランクーブス一階　弁護士法人龍馬

相続財産清算人　弁護士　金井　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市富士見町小暮一九九一番地、最後の住所群馬県前橋市富士見町小暮一九九一番地　被相続人　亡　小林富士男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

群馬県高崎市あら町二三三番地ドルチェヴィータ高崎三階西　あおい法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小和瀬　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市野殿二〇一五番地、最後の住所群馬県安中市野殿二〇一五番地　被相続人　亡　白石恵三子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

群馬県前橋市新前橋町一番地三五

相続財産清算人　弁護士　岡田　卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市坂下町二丁目一六番、最後の住所埼玉県川口市坂下町二丁目一六番二四号　被相続人　亡　新井　由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

埼玉県さいたま市中央区下落合六―八―一四第二東京ビル三〇一号室谷垣法律事務所

相続財産清算人　弁護士　谷垣　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区太子堂二丁目三四一番地、最後の住所埼玉県朝霞市宮戸二丁目一番三五―四〇三号　被相続人　亡　岩橋　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一―一〇―一六シーノ大宮ノースウィング一四階Ｂ

アーク法律事務所

相続財産清算人　弁護士　石川　和子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区太平二丁目一一番地四、最後の住所東京都墨田区横川一丁目六番九号　被相続人　亡　福島　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

事務所東京都江東区東陽二丁目四番二九号

マルシンビル七〇五号　東葉法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区中町三丁目一四番、最後の住所東京都世田谷区中町三丁目九番二六号　被相続人　亡　保坂　正樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都千代田区平河町一丁目七番一一号第二大盛丸平河町ビル三階　冨永法律事務所

相続財産清算人　弁護士　冨永　忠祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県座間市入谷西四丁目一七五三番地一、最後の住所神奈川県座間市南栗原六丁目九番四号　被相続人　亡　内藤力要子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

神奈川県相模原市緑区橋本四丁目一八番五号ノースシティスクエア一〇〇一

相続財産清算人　弁護士　小川　葵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄上郡山北町岸一八六四番地、最後の住所神奈川県足柄上郡山北町岸二六四八番地　被相続人　亡　湯山陽一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

神奈川県足柄上郡開成町牛島五〇番地四ＴＹＳ五〇四ビル二〇二号足柄上法律事務所

相続財産清算人　弁護士　笠間圭一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南アルプス市藤田三七九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　飯野　芳紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

山梨県甲府市相生一丁目一九番二号ＦＬＤビル六階あおば法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高部　裕史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市十人一三番地三、最後の住所長野県上田市十人一三番地三　被相続人　亡　宮本　昌樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

長野県上田市上田原八〇五番地　倉沢司法書士事務所

相続財産清算人　司法書士　倉澤健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中央区中郡町一七九二番地二六、最後の住所浜松市中央区中郡町一七九二番地の二六　被相続人　亡　勝田　宏昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

静岡県浜松市中央区中央一丁目三番六号

浜松イーストセブン二〇四号室

相続財産清算人　弁護士　村上亜喜央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市富田一色町八一九番地、最後の住所名古屋市北区清水三丁目一六番二三号第二セイワビル二〇三号　被相続人　亡　樋口　孝則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

名古屋市中区丸の内三丁目二〇番六号　豊友ビル六階　中山共同法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中山　裕徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区金山五丁目一〇番、最後の住所愛知県北名古屋市井瀬木高畑五九番地シャングリ・ラ一〇三　被相続人　亡　春山　一明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

名古屋市中村区名駅四丁目二番二八号名古屋第二埼玉ビル五階　弁護士法人大樹法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高井　祐哉